

令和3年3月30日

## 市税に関する申請書等の押印の見直しについて

川崎市では、「川崎市申請書等の押印見直しに関する方針」を策定し、全市的に一部の例外を除いて、申請書等は原則記名のみとすることとしました。

このため、市税に関する申請書等の押印につきましても、令和3年4月1日から、一部の例外を除いて、原則として押印を廃止し、記名のみとします。

なお、申請者の本人確認は従来どおり必要となりますので、御留意ください。

### 押印を廃止し、記名のみとする主な申請書

- ・ 市税の申告書（市民税・県民税、法人市民税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税等）
- ・ 市税の減免申請書（市民税・県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税等）
- ・ 徴収猶予・換価の猶予・納期限延長の申請書 等

### 【主な例外】

- ・ 国の法令等により押印又は署名が義務付けられているもの
- ・ 法人の委任状や法人の証明交付申請書（代表者自らが申請する場合を除く）等
- ・ 個人の委任状（自署が必要）、口座振替納付依頼書（金融機関用）

### 【留意事項】

- ・ 申請者の本人確認は従来どおり必要となりますので、本人確認書類を御用意ください。郵送での申請の場合には、本人確認書類の写しを添付してください。
- ・ 作成時期により申請書等の様式に押印欄等が記載されている場合でも、押印は原則不要となります。
- ・ 押印が不要な申請書等に押印されていたとしても、有効なものとして取り扱います。

川 崎 市